

議 事 録

会議の名称	平成22年度 伊丹市福祉対策審議会第2回全体会
開催日時	平成22年11月1日(月)10:00~12:10
開催場所	伊丹市役所 議会棟3階 第2委員会室
司 会	大西地域福祉課主査
出席者	松原会長、藤井部会長、照屋委員、仲西委員、今池委員、原田委員、山内委員、久村委員、相崎委員、大路委員、森田委員、氏田委員(以上12名)(順不同)
欠席者	原副会長、浅野委員、松端委員、高鳥毛委員、岩永委員、荒西委員、吉田委員(以上7名)(順不同)
事務局	西尾健康福祉部長、増田健康福祉部副参事兼地域福祉課長、大西地域福祉課主査 他
会議の成立	委員総数19名のうち12名出席、7名欠席 <過半数出席のため成立>
署名委員	大路委員、仲西委員
傍聴者	なし
議事次第	<ol style="list-style-type: none"> 1.開会 2.会長あいさつ 3.議事 <ol style="list-style-type: none"> (1)地域福祉部会の報告 (2)伊丹市第2次地域福祉計画大綱(案)について 4.その他 <ol style="list-style-type: none"> (1)今後の予定について (2)その他
備 考	

議 事 要 旨

1. はじめに

資料の確認 次第

資料1 伊丹市第2次地域福祉計画大綱(案)

正誤表

2. 会長あいさつ(略)

3. 議事

(1) 藤井部会長より地域福祉部会の報告

- ・ この大綱案はワーキング会議の中で下地を作っていたいただき、それに基づき地域福祉部会で2回の論議を行ったものである。
- ・ 前回の全体会の中でも第2次計画を策定する時の問題意識について述べたが、第1次計画自体は理念の押さえ方や理念の方向性の枠組みがしっかりとしており、これまでの間、伊丹市では色々な施策が打ち出されてきた。
- ・ しかし、昨今、無縁社会と言われてるように、そうした取り組み以上に地域基盤及びそこでの生活状況の実態が深刻化している。これは全国的なことであるが、伊丹市においても同様の状況が想像できる。こういう時期において、第2次計画については、より具体的な実行計画として策定していこうという前提で取り組んできている。事務局には、地域福祉に関する市民意識調査等のほか、これまで取り組んできた施策の総括と評価を行っていただき、それを土台に審議を行ってきた。
- ・ より実効的な計画にするためには、行政と地域福祉の推進を目的とすると法的にも規定されている社会福祉協議会との関係や総合相談、権利擁護の課題を計画の中でどう位置づけるのか、また、住民の日常的な生活圏(この計画では小学校区と位置づけている)における住民活動のあり方、そして全市的な住民活動を市民活動と呼ぶことが妥当かどうかなどについて論議された。また、第2次計画をより具体的に進めるという前提の下では、計画策定後の進行管理、評価のあり方について、どのように位置づけていくかの論議が行われ、第2回の地域福祉部会が終了している。第2次計画の大枠はできているが、今日の審議会では細部にわたってのご意見をいただき、地域福祉部会としてもこれから論議をさせていただきたいと思っている。
- ・ なお、地域福祉計画は他の分野計画と非常に関連するが、特に障害福祉分野に関しては、障害者自立支援法が平成25年8月までに廃止することが決められており、新たな総合的な福祉法制定について論議をされているところなので、そういう状況も踏まえて、地域福祉計画でその部分に関してどのように書くかは状況を見て記していきたい。

松原会長：個別計画がたくさんあり、来年は第5次介護保険事業計画の策定や、障害者福祉計画の改定の時期にきています。その他にも、次世代育成支援行動計画など多岐にわたる計画があり、それらの整合性を保ちながら、縦割りの二ーズを地

域福祉という切り口でどのように包括的かつ総合的に調和させていくかという役目もこの地域福祉計画にはあると思います。特に伊丹においては、福祉を通してのまちづくりという面を打ち出しているので、従来のまちづくりの考え方や福祉を通してのまちづくりという考え方という、ある種、まちづくりの二元化をどのようにすり合わせていくかという問題もあると思います。いずれにしても、地域福祉計画は第2次ということで着々と進んでいますが、今、部会長からも説明がありましたように、現実は無縁社会という言葉をはじめ、地域社会の関係の希薄化や生活の困窮化といった大変緊迫した問題があるので、即効性のある、それでいて、5年、10年先の伊丹市のあり方を考えた政策も必要とされています。これはなかなか難しいことだと思いますが、地域福祉の担い手と言われる社協と軌を一にして、市民全体で取り組んでいけるような、わかりやすい計画となるよう、完成度を高めていきたいと思うので、ご審議をよろしく願いいたします。それでは事務局から説明をお願いします。

(2) 事務局より伊丹市第2次地域福祉計画大綱(案)について説明

- ・ 第2章の1の「計画の基本理念と目標」については、5月25日の全体会において、基本的に第1次の計画の理念を受け継ぐことで承認を得た。それを踏まえ、ワーキングを設置し意見交換を進めた。
- ・ 第1章の1の「(2) 地域福祉計画策定の背景」は第1回のワーキングで、第1章の3の「伊丹市の地域福祉の現状と課題」は第1次の計画策定後の主な取り組みについて評価・分析したもので、第2回、第3回のワーキングで議論を行った。第2章の2の「計画の基本方向」と3の「計画の施策体系」については第3回のワーキングで議論を行った。
- ・ 第3章の「計画の基本理念と目標達成のための取り組み」については、第4回、第5回のワーキングで議論を行い、第4章の1の「計画の推進体制」及び2の「計画の進行管理」については、庁内の検討会議にて意見交換を行った。
- ・ 以上について、第1回、第2回地域福祉部会において部会委員の皆様からご意見をいただき、修正等を行った上で、本日の資料1大綱案としてお示しさせていただいている。(詳しい説明については略)

松原会長：大変多岐にわたっており、前もって読んでいただいてもわかりにくい点があるかと思いますが、ご質問やご意見をお願いいたします。章毎に、前半、後半に分けてご意見等をお聞きしたほうがいいかもしれません。

まず、この大綱案を読ませていただいて、私が感じ、事務局へ事前にお話しさせていただいたことについて、少しお話をさせていただきます。伊丹市では、8年前、県下の先駆を切って地域福祉計画を作りました。そのため、第1章の「1 地域福祉計画とは」が、教科書的なもの言いとなっていますが、今回は第2次の計画なので、教科書的にくどくど説明しなくても良いのではないかと思います。また、21頁から40頁の「現状と課題」は詳細で丁寧ですが、市民が

この計画を見た時に少しわかりにくいのではないかと感じました。むしろ、ここは結論だけにまとめて、現行案に書かれている評価・分析の部分は資料編に回したほうが良いのではないかと思います。以上の2点を事前に事務局へ申し上げたところ、事務局で目次構成を考えてくれたようなので、まず、それについて事務局から説明をお願いします。

事務局：目次構成（案）について

- ・ 「地域福祉計画とは」の（１）を書き直す。
- ・ 第１章の「３ 伊丹市の地域福祉の現状と課題」については、「３ 伊丹市の地域福祉の課題とこれからの方向性」に整理し、（１）新たな課題からみた地域福祉推進方策として、評価・分析から出てきた結果だけを提示し、（２）第２次地域福祉計画の基本方向として、次の計画の方向性はこうなんだということで、第１章の最後に持っていきたい。
- ・ 第１章で評価・分析したものは、第１章の３の補足資料として資料編に移動させる。
- ・ 本日は修正したものは提示できないが、以上の方向で修正の作業を行っている。

松原会長：市民に伝えたいこと、計画のエッセンスを前面に出すということで、編集上の注文をさせていただきました。内容的には大きく変わりませんが、第２章が１９頁くらいから始まることになります。このことに関しても結構ですし、第１章及び第２章について、何かご質問、ご意見がございましたらどうぞ。

久村委員：「地域福祉計画とは」「社会福祉とは」の文章が短くなるのかなと思いますが、私は第１次計画の「社会福祉とは」の説明がわかりやすく書かれているので、あったほうが良いと思います。また、憲法２５条部分の書き方で、カギ括弧の位置は、すべて国民は、の前に入れるほうが良いと思います。

松原会長：本日はご意見をうかがい、部会に諮らせていただくということなので、どうぞご意見をお願いいたします。

相崎委員：第１次計画の検証は確かにボリュームがあるかなと思います。何度も同じことを書いている部分があるので、その辺りをすっきりしたらどうでしょうか。書き方も網掛け等の工夫はしていますが、どこが現況で、どこが課題なのか、どこが市民意識調査の意見なのか、わかりにくかったので、レイアウトを工夫すると、もう少し見やすくなるのではないかと思います。計画策定の背景の部分ですが、人口など最新の情報が平成２１年９月末になっていますが、平成２２年９月末のデータにならないのでしょうか。

松原会長：データについて、同じ年度で整理できれば良いのではないかと思いますね。

相崎委員：字体は、明朝体かゴシック体のほうが読みやすいのではないのでしょうか。

大路委員：市の役割と社会福祉協議会の役割を明確にするということで、市と社協との役割が後半で述べられているが、社会福祉協議会との関係がわかりにくい。社協の地域福祉推進計画を内包する計画とのことだが、その辺の整合性をもう少し明確にしていきたい。もう1点、窓口関係をどう捉えているのか。地域福祉に関することは、どこに相談に行ったらいいのか、市なのか社会福祉協議会なのか、わかりにくい。ワンストップで行ける相談窓口、市民が困った時にどこに相談に行ったらいいかをもう少し整理していただければ有り難い。

原田委員：素晴らしくまとめていただいているので市民が読んだ時に何ができるか、市民に伝えたいことをわかりやすく親切に書いていただいていると思っています。

森田委員：専門的なことはわかりませんが、一市民として大綱案を読ませていただきました。地域福祉の地域についてはわかりますが、福祉は果たしてどこまでが福祉なのかなと思います。地域におられる民生委員・児童委員の方々は非常に熱心に活動していただいていると思いますが、無縁社会などと言われるように、地域の中には、一人で住まわれている方とか、引きこもりの方など、色々な方がおられます。そのような方々にどのように対応すればいいのか教えて欲しいと思います。どこに相談に行ったらいいのかと聞かれることがあります。そういう場合は、とりあえず市役所に行ったら良いとしか答えられないので、それでいいのかどうかと感じています。第1章と第2章に関しての意見ということでしたが、全体的なことでは私はそのように思いました。

松原会長：ありがとうございました。それでは、時間もありませんので、大綱案全体に広げてということで、順次、皆様のご意見をうかがいたいと思います。

氏田委員：僕も良くできていると思うので、伊丹市民にどのように浸透させていくかをしっかりと決めて、市民が知らなかったということがないように、広報やインターネットなどで知らせたいと思います。権利擁護については、市民後見人の制度を作っていくのは、なかなか難しいと思います。知られたら困ることもあるし、そうは言っても、なってもらわないと困ることもあります。この前、一人で銀行にお金を下ろしに行くと、今までは銀行の人がやってくれていたけど、「これからはできません」と言われました。ヘルパーとかもちろんできないので、そうすると後見人に付き添ってもらってお金を引き出さないといけな時代が来るのではないかと思うし、市民後見人がたくさんいると助かると思っています。

松原会長：市民への広報、特にインターネットの活用による周知の必要性を言われました。

それから、権利擁護ということでは、広い概念ですが、日常の金銭管理も含めたサービス利用のアクセスが必要ではないかというご指摘だったかと思います。市民後見人の制度も発足するということですが、それも絡めて検討して欲しいという趣旨のご発言かと思います。

今池委員：定年後、何か役に立ちたいと思い、ボランティア養成講座などを受講して勉強させていただきましたが、社協はボランティアの養成にすごく力を入れていません。講座の受講生はたくさんいますが、その活用がなかなか無いように思います。また、ひとり暮らしになると、どこかの相談窓口に行くのもままならないと思います。一番身近な人は民生委員さんですが、広い区域を担当しておられますし、協力委員さんもうらっしゃるようですが、なかなか把握できていないようなので、身近な相談窓口が必要ではないかと思います。自治会に加入していない引きこもりの高齢者も多いので、そういう人への相談窓口など、何らかの手立てを考えていただけたらと思います。それと、職員研修のことが書いてありましたが、現職の時は大変でしょうが、退職後は地域に貢献していただきたいと思います。

仲西委員：9頁の「地域との関わり」の中に、全体と世代別の図があり、わかりやすいが、14頁や15頁の「市民の福祉意識の高まりを实践に」の中には、世代別の図がありません。地域福祉では、世代別にニーズが違ってくるか、世代別での対応が重要になってくるかと思っておりますので、紙面の都合もあるかとは思いますが、世代別の図を入れていただきたいと思います。また、これは良くできた立派な計画だとは思いますが、伊丹市として、こういうことをやりたいということが市民にわかるような、誰にでもわかりやすい概要版を作っていただき、それを市民に周知し、実のあるものとして計画を進めていかれることを希望します。

照屋委員：この大綱案を見て、本当に親切に市民に訴えていることがよくわかります。ただ、これらのことが、どう市民に活かされていくのかという懸念を持っています。71頁の数値目標に、担当地区の民生委員・児童委員の認知率について30.5%、社会福祉協議会の名前の認知率も59.6%、地域の活動や行事などの参加率も66.5%ということになっていますが、伊丹市から配布される広報等が地域の方々にしっかり理解されていないのではないかと思います。ヒューマンスケールの範囲の中であっても、お互いに助け合う社会というものを完全に理解しているかと言うと、なかなか理解されていないと、私自身、地域社会の中で色々な人と接触する中で感じています。せっかく立派な計画ができてきているのですから、これを市民一人ひとりに浸透させていくよう、しっかり対応していけば、民生委員、自治会を含めて、うまくいくのではないかと思います。それから、小学校区域と言いますが、サロンにしる、細かい対応をするのは自治会単位、地縁関係が強いつながりになっているので、より身近な範囲で

お互いが助け合える社会を目指していったらどうかと思っています。

山内委員：小学校区が全体の土台となっていますが、実際に進めていくとなると、もう少し小学校区との連携をちゃんとしないといけないし、継続させていくには、小学校区とのあり方について明記するとか、何かしないといけないのではないかと思います。14頁にもありますが、いろいろな地域福祉活動が小学校区全部できている訳ではなく、母体である小学校区で、できている所とできていない所がありますが、第2次計画では、まずそこをしっかりと取り組み、そして、自治会も含めた取り組みをしていかないといけないと思います。また、NPO法人などにしてくださいということではなく、きちり市がやっていくということ明記する必要もあるのではないかと思います。第2次計画を進めていく上での責任や継続性が少し見えない気がしました。もう1点は、50頁の「主要施策 地域コミュニティづくり」に書いてある「民生委員・児童委員の役割や活動の周知」は、この並びではなく、もう少し上位の活動だと思います。この計画の一連の流れではなく、もう少し上位にあるのではないかと感じます。民生委員・児童委員はあれもこれもと大変な中で頑張っておられます。実際に色々なことが起こった時には走り回っているので、この中で普通の連携とはちょっと違うのではないかと思います。53頁の「市民からの浄財等の効率的な配分」ということですが、NPO法人への支援を充実するために、NPO法人に対してそういう形で運営を支えていくのが良いのかどうか、ちょっと疑問に思います。NPO法人自身はボランティア的な精神を含めて、そういう活動をしているので、色々な活動の支援の中でお願いするというのは良いが、NPO法人のために浄財等を効率的に配分するという事に疑問を感じました。

久村委員：市の役割と社協の役割が明確に書かれていることが良いと感じました。認知症の問題や虐待の問題を地域でどのように見守っていくかということが大切だと思いますので、そういう問題を具体的に勉強する機会への参加率について数値目標が必要だと思います。71頁の数値目標のところ、「地域の福祉課題を話し合う会議や懇談会への参加率」とありますが、そういう場で、認知症とは具体的にどのようなものか、虐待とはどういうもので、地域ではどう対応したらいいのか、などについて話し合うのかどうか分からない。具体的に出前講座をするなりして、認知症や虐待について、住民がもう少し専門的な知識を得られるようにしていかないといけないと思います。ですから、出前講座的なものを数値目標に入れていただきたいと思いますし、その辺りについて、どう考えているのかを教えてください。目標が平成32年となっていますが、計画の中間見直しを3年ごとに行うということなので、その辺りもどう考えているのかを教えてください。それから、会長が言われたように、市民が見やすいということも大事かなと思いました。

松原会長：ご意見、ご質問がたくさん出ましたので、ここでひとまず、事務局でお答えいただけるものがありましたら、どうぞお願いいたします。

事務局：人口などのデータについては、最新のデータを確認し、計画書を印刷するまでには変更したいと思います。第1次計画についての評価・分析の部分は、資料として巻末に持っていくという説明をしましたが、少しわかりづらい、整理したらどうかというご意見もありましたので、よりわかりやすい形にしたいと考えています。字体は、確かに現行計画は明朝体になっていますので、他の計画等も確認をし、最終的には明朝体にしていきたいと思います。窓口関係については、65頁に圏域別の相談窓口一覧を示しています。福祉事務所では、こんな場合はここが窓口ですよとわかっただけのように、福祉の手引きという冊子を作成しており、一定わかりやすいと思うものを作っていますが、何かあった時に、いちいち冊子で確認するというのは難しいのかなと思います。第2次の計画の中では総合相談という形で書いていますが、身近な所に相談窓口があって、そこへ行けば関係機関などを案内してもらえて、それぞれの必要なサービスや制度につなぐことができるという仕組みづくりをしていきたいと書いています。無縁社会の中で、ひとり暮らしの高齢者がどこへ相談に行けば良いのかというご質問がありましたが、これも同様に、総合相談の仕組みの中で考えていけるのではないかと思います。地域福祉計画を市民に知っていただき、浸透させていくため、第1次計画もそうでしたが、第2次計画も概要版という形で、広報伊丹の折り込みなどでお知らせしていくとともに、出前講座をはじめ、いろんな場で啓発と周知を図っていきたくと思っています。権利擁護については、日常金銭管理サービスも含めて、権利擁護センターの設置に向けて取り組む中で、特に成年後見制度を定着させるために、将来的には広く市民後見人を育成していきたいと考えています。ただ、一足飛びにはいかないのですが、この大綱案では、後見サポーターと言う表現をしていたかと思いますが、後見人のサポートをする市民サポーターといった仕組みの中で、先程のような問題も解決していけるのではないかと考えています。ボランティアの養成につきましては、受講生はたくさんおられるが実際のボランティア活動に結びついていけないというご指摘をいただきました。これについては、ワーキング会議の中でも意見として出ておりました。今後、ボランティア養成講座を終了した人に具体的にこういう活動があるということをお知らせして、実践に移していただけるようなことをしていきたいということをお大綱案に書かせていただいております。また、地域に溶け込めないでいる高齢者もおられますので、そういう方々には、地域で行っていただいているサロンなどに参加していただく機会を作るなど、高齢者の方々が引きこもらないように、引き続き取り組んでいこうということを書いております。市職員が地域活動をしていないということについては、ワーキング会議でも厳しいご指摘をいただきました。我々としては、職員がそれぞれの地域で地域活動に参加できるよう、啓発や研修をしていきたく

いということを書いています。14頁、15頁に世代別の分析が必要ではないかというご意見については、もう一度精査をして世代別の状況を把握して明らかにしていきたいと思います。民生委員・児童委員や市社協の認知率については、数値目標としておりますが、認知率を高めることが目的ではなく、地域福祉の色々な取り組みを市民の方々に知っていただくことにより、徐々に民生委員・児童委員や市社協の認知率も上がっていくことになれば良いと考えています。主要な数値目標については、まだ精査ができておらず、最終的にどのような項目を数値目標とするかは煮詰まっていない状況です。また、小学校区については、地域福祉活動の最大圏域を小学校区と考えており、当然その中には、町内会や隣近所も含まれるというスタンスです。

松原会長：この大綱案を読んで、こういうことを実践に移したらいいのではないかと委員の皆さんから助言をいただき、それはそれで大変有り難いことだと思います。ただ、本日は中間報告ですので、計画の方向性や抜けていること等々、第2次計画の完成度を高めるため、そういう視点で、ご助言なりご提案をいただきたいと思います。そして、最後、藤井部会長に締めくくっていただくこうと思っています。

久村委員：49頁の脚注番号のつけ方は、全体を通してつけているのですか。また、65頁の圏域別相談窓口一覧というのは、圏域の意味がわからないので、もう少し丁寧にする必要があると思います。

松原会長：はい、わかりました。他にありますか。

相崎委員：全体的に非常によく書き込んでいただいていると思います。私が部会で言ったことも盛り込んでいただいています。その上で1つ、大きな方向性ということをお願いがあります。地域福祉の意識の醸成をもう少し盛り込んでいただきたいと思います。と言いますのは、子育て中の親という観点で、この計画を読ませていただきますと、自分たちにはあまり関係のないことかな、地域福祉は関わり方が難しいなと感じるのではないかと思います。地域福祉を必要とする人は、高齢者や障がいのある方で、その人たちを手助けしているのは、退職後の、比較的時間に余裕のある方なんだな、だから、自分たちは関わりにくいかなというふうを感じるのではないかと思います。しかし、地域福祉は、ごく限られた人のものではなく、市民全体のものであると思いますので、全体的に気運を高めて醸成していくという、より長いスパンの視点がもう少しあっても良いのではないかと感じました。具体的な方法の1つとしては、気軽に地域福祉活動に参加できる機会を作っていくということを書きいただいておりますが、そうした機会や場所をもっと充実させていくということも1つかなと思います。そうすれば、子育て中の親でも地域とこうして関わっていくのだなと感

じるかもしれないと思います。

松原会長：大変重要な指摘をしていただいたと思います。市が策定する計画で、気運の醸成について書くと、下手をすると、市民に対して頑張れ、私たちをまた使うのかというふうに読む人がいらっしゃるのでは、その辺が難しいと思います。今回の市の総合計画でも、伊丹市の市民自治の社会像はこうあるべきではないかということを書き込んでこられたと思いますし、それと歩調を合わせて、こちらの計画でも、ということですが、市民の中にも色々なお考えを持つ方が各層でおられますし、新しい社会像も1つにピントを絞ることがなかなかできませんので、他にどうぞ。

原田委員：今のお話ですが、若い人が地域に根ざす云々についてですが、民生委員の認知率も青年層については低いと思います。認知症の方々や高齢者の方々には民生委員が入り込んでいますが、若いお母さん方、青年層に対しては認知度が低いのです。そのため、こんにち赤ちゃん事業をさせていただき、若いお母さん、お父さんに地域に入ってきてもらうという意味での啓発などもさせていただいています。

松原会長：時間がなくなってきましたが、他にいらっしゃいますか。

大路委員：地域福祉の研修やボランティアの養成講座を受けても、どう活躍したらいいのかという部分があるので、人材育成、まとめ役というか、リーダーシップを持つ人材の養成について、具体的な仕組みづくりが必要だと思います。それと、これから地区社協等という組織を活かすのであれば、地域福祉にどのように力を入れていって欲しいかということ具体的に示していただきたい。そうでないと、活動する方法がわからないと思います。行政として、具体的に地域の人たちにどういうことをして欲しい、どういう活動をして欲しいということ、例えば、地域福祉ネット会議とかボランティアセンターなどといった、具体例を挙げながら、その手法、手段、方法があれば指導をしていただきたいと思います。

松原会長：今日もたくさんのご意見をいただきましたが、これらのご意見を踏まえて、部会に諮っていただきますので、藤井部会長、今日の皆さんのご意見等を踏まえて、ご感想なりコメントなりをお願いいたします。

藤井部会長：今日、皆さんのご意見を伺い、どうまとめたらいいのかということをお考えつつ、私自身も全体的に見て、改めて見えてくることもあり、これまで2回にわたっての部会で審議しましたが、まだいくつか詰めないといけないところがあります。少し感想めいたことになるかもしれませんが、私なりに気づいた点をお話

しさせていただきたいと思います。具体的に言いますと、5～7頁のエリア認識の問題です。やはり、地域福祉計画は、どのエリアに何を埋め込んでいって、総合的にどう連携するかが基本骨格の設計となります。この大綱案では、小学校区と書いていますが、今日ご意見があったように、孤立化や見守り活動は自治会や隣近所の問題で、専門機関と生活の場で連携をしていこうと思うと、小学校区だけではなくサービス圏域を具体的に定めて連携していくんだということをもう少し丁寧に書いたほうが良いと思いました。生活圏域は小学校区だけではなく、小学校区を中核とした重層的な圏域の認識をする必要があります。また、7頁の図は、言葉の使い方も含めて変えないといけないかなと思います。今日皆さんがそういう認識をされているのだなと改めて思ったことは、地域福祉は2つの側面があるということです。1つは住民参加の拡大ですね。それをどういう場でどう設定するのかということと、もう1つは地域の要援護者に対して地域生活支援をしっかりとしていくということで要援護対策と考えれば、総合相談窓口とか権利擁護、住民参加について書き込んでいますが、その部分の見え方が弱いということでした。先程のエリア設定の問題と住民がそこでどう参加するのかという部分をこの計画では書いていないので、拠点は何なのだという事は再点検しなければいけないと思います。それから、皆さんの論議にはなかったのですが、46頁の「計画の施策体系」で、第1次計画の評価・分析から基本方向の1、2、3を導き出していますが、実は、3の「誰もが自分らしく暮らせる仕組みづくり」では、総合相談や権利擁護など、ある意味では伊丹市の地域ケアシステムを仕組みとして書いています。ところが、2の「地域生活支援のためのネットワークづくり」も地域ケアシステムの一環なんですね。そういう意味で、2と3の整合性をもう少し整理をしておかないといけないかなと思います。具体的には、2の2「関係団体や関係機関等との連携強化」は、3のほうに入って、ここでは、社会的な孤立の問題が急浮上している今日では、特に見守り活動とか災害時要援護者の支援を強調すれば整理がつくかなと思ったりしています。それから、概念的な問題ですが、これは私がこだわっている部分ですが、市民活動と住民活動に分ける必要があるのかということです。ワーキングでの論議では、この使い分けが必要だということでの整理でして、地縁型、つまり、地域で活動するものを住民活動、テーマ型で活動するものを市民活動としています。ただ、地域においても、公共意識を持った活動を増やし、そのための人材養成をしていくという意味から言うと、住民と市民で区分けをすることが、今後、果たして良いのかということもありますので、再度、地域福祉部会で話し合っていきたいと思います。あとは、細かい点でこだわる部分ですが、52頁の主要施策に「事業者（企業）等における地域貢献の促進」では、企業と社会福祉法人を同列に置いていますが、社会福祉法人はもともと地域に密着して、社会のための組織なので、社会福祉法人が地域貢献することは当たり前の話なので、どのように書くかはまだわかりませんが、社会福祉法人の地域福祉への参加をどういう記述にするかということ、根幹に関わる問

題ですので、こだわって審議したいと思います。それから、55頁の主要施策の「人権啓発事業の推進」から「地域活動等への男女共同参画の推進」までの部分ですが、先程皆さんのご意見にもありましたが、地域福祉の人材を育てていく教育が非常に重要です。この案では、各事業を列記しているということですが、この部分を1つのコンセプトにしていくのかどうかは、実は非常に重要な問題ですので、関連分野である社会教育や生涯教育も含めて、さらに書き込めるかどうかの検討も必要かなと思っています。

松原会長：部会長にまとめていただきましたので、そういう方向でさらに地域福祉部会で議論を深めていただき、最終の全体会にご報告いただくことになるかと思えます。それでは、事務局から何かございますか。

事務局：委員の皆様には別途ご案内いたしますが、11月17日水曜日、午前10時から地域福祉部会をこの会場で行う予定です。その後、12月3日金曜日、午後6時から第3回福祉対策審議会全体会をこの会場で予定しており、計画大綱を確定していただきたいと考えています。

松原会長：はい、皆さんよろしいでしょうか、ご予定くださいませ。それでは、本日の会議はこれで終了いたします。ありがとうございました。

伊丹市審議会等の会議の公開に関する指針第5条第3項の規定により、ここに署名する。

平成 年 月 日

署名委員 _____ 印

署名委員 _____ 印